



Title	物語文学の本文と構造
Author(s)	片岡, 利博
Citation	大阪大学, 1999, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/41223
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed 大阪大学の博士論文について

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏 名 片 岡 利 博

博士の専攻分野の名称 博 士 (文 学)

学 位 記 番 号 第 1 4 2 7 0 号

学 位 授 与 年 月 日 平成 11 年 2 月 25 日

学 位 授 与 の 要 件 学位規則第 4 条第 2 項該当

学 位 論 文 名 物語文学の本文と構造

論 文 審 査 委 員
 (主査) 教 授 伊井 春樹
 (副査) 教 授 後藤 昭雄 助教授 荒木 浩

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、物語文学の本文に関する研究であり、それが作品の内に有する物語の構造とどのようななかかわりを持つのかを論じていった内容である。全体は、第 I 部「物語構造論」、第 II 部「狭衣物語異文の形態学的研究」、第 III 部「源氏物語鈴虫巻の本文」によって構成されており、400字詰め原稿用紙にしておよそ 720 枚ばかりとなる。なお申請者は、物語文学の作品論を意図したのではなく、物語本文の位相を前提とし、その分析のもとに作品を考察しようとする方法に立つ。なお、物語文学の作品としては、『源氏物語』以降に成立し、もっとも本文諸本の複雑な『狭衣物語』を中心取り上げ、以下平安末期から鎌倉期の、いわゆる中世王朝物語と称される作品を直接の研究対象とした。

第 I 部「物語構造論」では、作品の成立した時代背景や先行作品からの影響、作者の意図などによって作品を論じるのではなく、本文を基本とする立場を述べ、具体的に『狭衣物語』『兵部卿物語』『無名草子』等の物語の構造を分析していく。

第 II 部「狭衣物語異文の形態学的研究」は、『狭衣物語』の本文分析を中心とし、登場人物の描写の方法を通じて、本文の伝来の過程で改作が繰り返された実態を明らかにする。いわば異文というのは、「よりよい物語本文」を作ろうとした結果であり、その現状の本文を読み取るところに、申請者の主張する「形態学的本文研究」の意義があると説く。

第 III 部は「源氏物語」の鈴虫巻をとりあげ、河内本としては『源氏物語大成』に採用される伝俊成筆本（天理図書館現蔵）の校異における問題や河内本に二系列存することなどを指摘する。さらに大島本鈴虫巻の、青表紙諸本における位置づけを明らかにしていく。

論 文 審 査 の 結 果 の 要 旨

王朝物語をどのように研究していくのか、その視点として申請者は物語本文の構造分析をめざし、作者の意図とか、

構想、先行作品からの影響などといった外的条件を用いての考察ではなく、徹底的に内部微証による本文の分析を進めていく。とりわけ『狭衣物語』の本文状況は混雑をきわめながらも、大別して三系統に分け、そのうちでも第一系統のもっとも書写の古い深川本が最上位の伝本として位置づけられてきた。その結果が、他の末流本は粗悪な本文として排除されてきたが、そのように淘汰していくのではなく、時代時代に伝来してきた伝本にこそ、享受者の多様な価値観や解釈を読み取ることが可能であり、それが「形態学的本文研究」だと主張する。

全体として本文研究のあり方は賛同できるし、現存諸本がすべて可能性のある「原本」の再建に寄与すべきであるとするのは、確かに無理があろう。しかし、だからといってありのままの現存本文が、それなりに意義を持ち、同等の価値を持つかとすると疑問ではある。それにもっとも問題の多い『狭衣物語』を中心にするのは理解できるとしても、テーマからすれば前期の『字津保物語』の本文と物語の構造の問題は扱われていないし、『源氏物語』にしても鈴虫巻だけというのも対象が狭すぎる。ほかにも『無名草子』の解釈、『とりかへばや物語』の本文分析など、不足な点も気になるところである。

しかし、本論文は本文研究と物語の構造という、複雑で処理のもっとも厄介な問題に果敢に取り組み、本文研究の自分なりの新しい指針を提唱するなど、学界に裨益するところは大きいなるものがあろう。このような次第で、本研究科委員会は、本論文を博士（文学）の学位に充分にふさわしい価値を有するものと認定する。